

令和5年  
2023年  
9月号

# ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人  
今津法律事務所  
IMAZU LAW OFFICES  
〒100-0004  
東京都千代田区  
大手町 1-6-1  
大手町ビル 8階  
☎ 03-5224-3235  
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年2回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。  
弁護士 今津 泰輝

## 著作権に関するQ&A②

前回に続き、著作権に関して、Q A 個人が趣味で創作したパロディなどは、事実上黙認されている場合も珍しくはないと思われま

Q 記事、画像、楽曲などの著作物について、全く同じものではなく、少し修正を加えたものを使用するとは、著作権侵害となりますか？  
A 著作権には、既存の著作物を基に二次的著作物を創作する権利（翻案権）も含まれています。また、著作権等を侵害するおそれのあるパロディには、著作権者人格権（一身専属的に帰属する権利）として、著作物を改変されない権利（同一性保持権）が認められています。

そのため、少し修正を加えたとしても、元の著作物との間で、表現上の本質的な特徴（創作性のある表現）に同一性があれば、許諾を得ない限り、原則として、翻案権・同一性保持権侵害となつてしまいます。

Q パロディを創作・発信すること、著作権侵害となりますか？  
A パロディを創作・発信することは、避けるべきでしよう。また、商用目的かどうかわからず、元の著作物のイメージ等を悪化させるようなパロディも避けるべきです。

Q 引用元を明記した上で著作物を引用することは、著作権侵害に該当しないと考えてよいですか？  
A 一定の要件を満たした引用については、著作権法上も許容されることですが、著作権を主張する意思があることを対外的に警告しておくという、事実上の意味はあります。

## 時事ニュース／民事訴訟におけるウェブ会議の利用状況

海外よりも遅れていると言われていた民事訴訟手続のIT化の一環で、現在、双方ともに弁護士が就いている民事訴訟では、一部の期日（尋問期日など）を除いた多くの期日が、当事者が実際に裁判所に向くことなく、ウェブ会議で実施されています。なお、民事訴訟の場合には、マイクソフトのTeamsというソフトを使用して、ウェブ会議が実施されています。

ウェブ会議の利用は、コロナ禍以前から予定されていたのですが、時期としては重なり、令和2年2月に一部の地方裁判所で運用が開始され、同年12月頃に全国の地方裁判所の本庁、昨年（令和4年）7月までに全国の地方裁判所の支部、昨年11月に高等裁判所でも運用が開始され、来々（令和6年）1月からは簡易裁判所でも運用が開始される予定となっています。

## ステルスマーケティング規制の施行

◆ステマ規制とは・規制の施行日  
報道等でご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、本年10月1日から、ステルスマーケティング（広告宣伝であることが気付かれなように、広告宣伝を行うこと）についての規制が施行されます。

◆規制の法的な根拠  
今回のステマ規制は、景品表示法5条3号に基づき、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」について指定されることで、新設されました。

### ◆設けられた規制の内容

外形上、第三者による表示のように見えるにもかかわらず、事業者による表示に該当するものが、ステマ規制の対象となります。

例えば、事業者が、あたかも第三者かのように装い、自らの商品・サービスを高評価する口コミを投稿することが、これに該当します。

事業者が、自らの商品・サービスを高評価する口コミを投稿するよう、第三者に依頼して投稿させること、第三者に依頼して投稿させること

とも、事業者が表示内容の決定が自主的に口コミを投稿した場合に関与しているとして、事業者による表示であると評価される点に注意が必要です。

◆事業者による表示に該当するかどうかの具体例  
消費者庁が公表している運用基準によれば、特定の内容の表示を行うよう明示的な依頼が無関係であっても、事業者が表示内容の決定に関与していると誤認され、事業者による表示であると評価される場合があります。

◆事業者による表示に該当する場合の対応  
事業者による表示に該当する場合は、事業者が表示内容の決定に関与していることを明瞭にし、第三者による表示であると誤認されないようにする必要があります。

### 〈該当する例〉

・事業者が第三者に対して、自らの商品・サービスについて、SNSを通じた口コミの投稿を依頼するとともに、その商品・サービスを無償で提供し、当該第三者において事業者の方針等に沿った表示が行われた場合

・「PR」などの文言を表示させる  
・「●社から商品の提供を受けて投稿している」と表示させる

・「広告」「プロモーション」  
・「例：SNSの投稿において、大量のハッシュタグの中に当該表示を埋もれさせる場合」は、なお不明瞭であると評価されてしまいますので、注意が必要です。

## セミナー動画配信予定のご案内

弊所主催の「海外企業との契約に関する注意点」のセミナーを、10月中を目途に動画配信させて頂く予定です。詳細は個別にご案内いたしますので、ぜひお申込み頂けますと幸いです。

## 事務局便り

### 金子半之助の天井

今回は、弊所弁護士にもお気に入りの多い、「金子半之助」の天井をご紹介します。こちらは、OTEMACHI ONEの地下1階に入っており、ランチタイムはいつも行列の人気店です。店名を聞くと、老舗のように感じられますが、実は創業は2010年と比較的新しいお店です。店名の「金子半之助」は実在した日本料理界の重鎮で、そのお孫様が祖父譲りのレシピ帳をもとにオープンされようです。

いくつかメニューがありますが、江戸前天井を頼むと、大きな穴子が目を引きまです！カラッと揚がった海老や野菜、半熟卵の天ぷらも、濃厚なたれとよく合い、とても食べ応えがあります。箸休めのがりごぼうや黒豆茶も美味しいので、お近くにお立ち寄りの際は、ぜひお試し頂ければ幸いです。

